

令和6年度
社会福祉法人ニセコ福祉会
事業計画書

社会福祉法人ニセコ福祉会
特別養護老人ホームニセコハイツ
ニセコ町デイサービスセンター
ニセコ福祉会居宅介護支援事業所
ぐる～ふほ～む きら里

社会福祉法人ニセコ福祉会

【法人理念】

ニセコ福祉会は、地域に暮らす誰もが、笑顔と安らぎの中でいつまでも自分らしい生活が続けられるよう、質の高いサービスを総合的に提供し支援します。

【基本方針】

1. 法令遵守を基本とした法人経営を行います。
2. 看取り中心とした利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供します。
3. 新たな福祉事業の推進と福祉課題への積極的な取り組みを行います。
4. 効率的な運営による安定経営体制を構築します。
5. 人材育成と組織能力を高め、質の高いサービスを提供します。
6. 地域貢献活動に取組み、地域へ支援・貢献を実施提供致します。

【職員心得】

1. 笑顔を心がけ、明るく思いやりのある態度で接します。
2. 職員全員がお互いの信頼と協力のもと、サービスを提供します。
3. 安心と満足を与えられる職員を目指します。

ニセコ福祉会事業計画

(1) 基本方針

利用者及び職員が生き生き安心して生活できるように、社会福祉法人ニセコ福祉会が定めている「法人理念」、「基本方針」並びに「職員心得」を遵守し、豊かな明るく楽しい施設作りを目指します。

(2) 基本計画

1. 経営基盤の安定強化

安定した介護報酬の確保に努めると共に、有利な助成事業等を活用し、経費の圧縮に努め経営基盤の強化を図ります。

2. 職員の資質向上

老人福祉施設協議会等が主催する各種研修に積極的に参加し、また内部研修を実施し、専門職としての資質を高め、サービスの向上に努めます。

3. 地域連携と社会貢献

地域の公益的な取組として、福祉会の持つ介護技術を町内や広域で開催される研修会等を通じ普及に努めるとともに、高齢者や身体に障害を持つ方に介護支援を行うなど社会貢献と介護活動の普及を図ります。

4. 人材の確保と外国人労働者の受入

看護職員や介護職員が不足している現状を改善するため、積極的に高校訪問を実施し新卒者の採用や、子育て等により、資格はありながらも施設等に勤務していない人材の掘り起こしをするとともに、新たに外国人労働者の採用を検討します。

特別養護老人ホームニセコハイツ事業計画

(1) 基本方針

利用者が安心して生活できるように、全職員が「人間尊厳」の基本精神を徹底するなかから、福祉の原点である「共に生きる」姿勢の実現を目指すことを基本として、利用者、家族、職員が一体となり、家族的で人間関係の豊かな明るく楽しい施設作りを目指します。

(2) 基本計画

1. 安全・安心なサービスの提供

ヒヤリハットの分析を活かした事故防止を行うと共に、身体拘束ゼロの取り組みを積極的に進めます。

2. 家族交流

家族と接する機会が少ない入居者に対して、家族との絆が薄れていかないよう、家族会や地域訪問など積極的に行っていきます。

3. 安全と環境保全

明るく快適な施設環境を提供する為、施設内外の保全に努めると共に環境の充実に努めます。また、火災などから入居者を守る為の避難訓練の実施、災害に備えて非常食の整備を行い安全な施設作りに努めます。

(3) 介護計画

利用者一人一人の思いに寄り添い、本人の出来る事が少しでも長く継続して頂けるよう援助いたします。

施設での生活が安心して穏やかな場所である為に、その方に応じた適切な介護サービスを専門的な知識と技術を持って提供いたします。

介護職員同士や他職種との連携を密にし、より良い介護サービスの提供に取り組んでまいります。感染症流行により、家族との交流や外出ができない事が多い為、利用者が少しでも楽しんで頂けるよう、施設内行事を計画してまいります。

1. おいしく食事ができるケアの提供

利用者の嗜好や状況に応じて、必要な栄養をおいしく、楽しく、安全に摂っていただけるケアを提供します。

「おいしく食べていただく」ことをモットーに、食事の時間を大切に、援助の方法、食材形状等をはじめ、姿勢や椅子、テーブルの高さ等の環境にも配慮したケアを他職種とも連携した中で提供します。

誤嚥を予防するため、食事前にパタカラ体操を行い、常に利用者の状況を把握し、形状や嚥下補助剤等の検討を行い安全に安心して食べていただけるケアを提供します。

脱水や低栄養を予防するため、嗜好や健康状態に合わせた飲み物や栄養のバランスを考えた食事を提供し、必要な量を安全に確実に摂取していただけるケアを提供します。

「嚙む」「飲み込む」等の機能が維持でき、できるだけ長い期間自分で口から食事ができる生活を支えるケアを提供します。

看取り介護の対象となった利用者が、最期まで食べたいものや食べられるものを栄養係、看護係と調整し提供します。

2. 気持ちよく入浴できるケアの提供

利用者の体調や状況に応じて、安全で、気持ちよい入浴をしていただくことで清潔な身体が維持でき、気分よく過ごせる生活を支えるケアを提供します。

「気持ちよくお風呂に入ってください」ことをモットーに、入浴介助の方法や安全に配慮した浴室、脱衣室等の環境づくりを他職種とも連携した中で提供します。

安全に入ってくださいのために、看護職とともに健康状態を確認し、身体状況や本人の希望に沿った入浴形態や介助方法を考慮したケアを提供します。

気持ちよく入ってくださいのために、入浴剤や洗剤の検討、浴室等の温度調整やプライバシーに配慮したケアを提供します。

入浴時の利用者の動きや、皮膚の状態から、身体機能や健康状態の把握

に努め、清潔で健康な日常を送れるようにケアを提供します。

看取り介護の対象となった利用者が、最期まで清潔を保持できるように体調に考慮し、入浴や清拭を提供します。

3. 気持ちよく排泄できるケアの提供

利用者の体調や状況に応じて、適切な介助の方法や物品を選択することで気持ちよく排泄ができ、排泄リズムを整えることで、健康で落ち着いた生活を送れるようにケアを提供します。

「気持ちよくすっきり排泄していただく」をモットーに、排泄介助の方法や必要物品の準備、トイレ等の環境や安全、プライバシーに配慮したケアを提供します。

利用者の身体機能をアセスメントし、可能な限り座位が取れ自然な排泄ができるようにすると共に、便秘等は他職種とも連携し体調管理に必要なケアを提供します。

失禁による気持ち悪さや失敗による羞恥心に配慮し速やかに対応します。

尿汚染による皮膚トラブル（ただれ、褥瘡）や、便秘、排尿トラブルで不快な思いや病気にならないように排泄の確認をし、元気で気分よい毎日が送れるようにケアを提供します。

4. 安楽な体位と環境整備

利用者の今までの生活、暮らしを考慮し、また体調や状況に応じて、安全で快適な日常を送れるようなケアを施設全体で提供します。

「安心して穏やかに過ごしていただく」をモットーに、生活空間やプライバシーに配慮した居住環境を整え、安心・安全で楽しく暮らせる人間関係が築けるよう、各職種と連携、協力し、利用者や家族が安心し、心穏やかに、豊かな日常を送れるようなケアを提供します。

臥床時間の長い利用者に対し、褥瘡を作らないよう定期的な体位変換と、クッション等を用いて安楽保持に努めます。

5. 利用者に安心していただけるケアの提供

介護職員の資質の向上を目的とし、各ユニットより委員を選出し利用者に提供するケアの向上を目指します。

事故対策検討委員・身体拘束適正化検討委員・虐待防止検討委員会・安全衛生委員・感染委員・レク委員・研修委員は各会議で決まった事を全職員に周知し、統一した意識の共有化を図ります。

ケア向上の為の外部研修に積極的に参加し、知り得た情報を会議などで発表し、知識の共有に努めます。

又、インターネットを利用したWEB研修を、年間を通して実施します。

(4) 看護計画

利用者の生活を維持するための予防的ケアと生活環境の整備、身体・精神的状況を総合的に把握して早期介入していきます。疾病に対しては速やかな医師への報告といずれは訪れる最期の時を利用者・家族が穏やかでいられるよう、介護職員と連携して安全で安心して過ごせる看護を提供いたします。

1. 予防的ケアを行い、健康を維持しながら日常生活を送れるよう支援いたします

① 皮膚の健康維持に努めます

高齢者の皮膚の変化の特徴を理解し、乾燥や皮膚の脆弱に対しての対応と褥瘡予防、皮膚トラブルを起こさない日常生活動作を把握し予防に努めます。

② 誤嚥性肺炎を予防します

誤嚥性肺炎を予防するために口腔内を清潔に保ち、頸部聴診法実施により摂取時の姿勢、食形態、嚥下状態のアセスメントと評価を行い、歯科医師・介護職員・栄養士と連携し口から食べる楽しみを維持できるように支援します。

③ 身体機能低下を緩徐にするケアを行います

今ある機能を維持するために、生活リハビリを取り入れ、身体機能低下を防いで自立した生活が続けられるように支援します。

2. 感染予防を行い、利用者が安心して過ごせる生活の場を提供します

集団感染を予防するため、標準予防策に基づいた感染対策を行っていきます。感染発生時には感染拡大防止、感染者への対応等「感染対応マニュアル」の沿って速やかに対応していきます。

3. 日常生活の中で起こる危険性を察知して、安全な環境を提供します。

施設内で起きる危険性を介護職員と情報共有しながら、転倒・転落・誤嚥・誤薬等の事故を予防し安全に過ごせる環境の提供とケアを行います。

4. 最期までその人らしい看取り介護を行います

「特別養護老人ホーム ニセコハイツ 看取り介護指針」に沿って、利用者が安心して最期を迎えられるよう、また御家族様へは細やかな説明と配慮を行い、医師・介護職員と連携し「その人らしい最期」が迎えられるような看取り介護を提供します。

(5) 給食計画

介護老人福祉施設の給食は、利用者の経歴、食習慣、嗜好面に個人差が大きいことの他に、疾患、老化に伴う種々の現象も考慮することが必要です。栄養ケアマネジメントを実施し、利用者ごとに個別の栄養ケア計画を立て、定期的にモニタリングを行い、多職種と共同し、できるだけ口からの食事摂取が維持できるよう努めます。また、食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に提供します。

これらの視点とともに、運営会議や給食会議の意見を取り入れ、利用者の健康管理を行っていきます。

1. 嗜好を尊重する

栄養所要量の確保も大切であるが、食べるという事が重要です。また、利用者にとって食事は大きな楽しみであるので、出来るだけ希望に添うように努めます。

2. 行事食の充実

年中の行事を取り入れることによって食事に対する楽しみを持っていただけるよう努めます。

3. 調理形態の考慮

利用者の体力や運動能力の低下、消化・吸収力の低下、または、咀嚼・嚥下困難等利用者個人に合わせた調理形態を考慮した食事を提供するように努めます。

3. 食中毒の防止

安全な食事を提供することは給食従事者の責任であるので、栄養士を中心に業務内容の改善を日々行い、調理員も含めて食中毒防止に対する意識の高揚に努めます。また、清潔・迅速を常に考え、衛生的に仕事を進めるよう注意を払っていきます。

○令和6年度 ニセコハイツ年間行事計画

月	行 事 内 容
4月	開設記念日
5月	母の日 お花見ドライブ
6月	父の日 避難訓練 ニセコ小学校運動会練習見学
7月	野外昼食会 家族交流会
8月	七夕納涼花火大会 盂蘭盆 狩太神社祭
9月	敬老会 十五夜・収穫祭 縁日 秋季法要 ワックスがけ
10月	紅葉ドライブ 避難訓練 家族交流会
11月	縁日祭
12月	クリスマス会 忘年会
1月	元旦 新年会
2月	節分 バレンタインデー
3月	雛祭り 春季法要 ホワイトデー
その他	あそぶっくの会、お楽しみ会、だんらん

○令和6年度 内部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
4月	利用者のプライバシー保護に関する研修	全職員
5月	倫理及び法令遵守に関する研修	全職員
6月	ハラスメント防止研修	全職員
7月	感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する研修	全職員
8月	事故の発生予防又はその再発防止に関する研修及び事故の発生等緊急時の対応に関する研修	直接処遇職員
9月	身体的拘束等の排除及び高齢者虐待防止に関する研修	全職員
10月	接遇に関する研修	全職員
11月	認知症に関する研修	直接処遇職員
12月	医療に関する研修	直接処遇職員
1月	ターミナルケアに関する研修	直接処遇職員
2月	精神的ケアに関する研修	直接処遇職員
3月	非常災害時の研修	全職員
毎月	腰痛予防ヨガ体操	全職員
随時	感染症予防・外部研修発表	全職員

※WEB研修 お茶の水ケアサービス学院使用

○令和6年度 外部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
未定	認知症基礎研修 認知症介護実践者研修 高齢者虐待防止研修 介護福祉士実習指導者講習会 老人福祉施設協議会主催研修 認知症基礎研修	介護職員

○令和6年度 防災訓練計画

月	区分	内容	備考
5月	防災訓練	風雪水害による停電想定	
6月	避難訓練	夜間想定訓練	消防署依頼
	消火訓練	消火器使用訓練	
10月	避難訓練	日中想定火災訓練 (地震後の火災想定)	消防署依頼
	消火訓練	消火器使用訓練	

ニセコ町デイサービスセンター通所介護事業所 事業計画

(1) 基本方針

今後ますます高まるデイサービス機能の充実に向けて、利用者本位のサービスを基本とし、利用される方々の人格を尊重しながら、出来る限り自立した生活を送ることが出来るよう有意義な利用サービスの提供に努めていきます。

1. 利用される方が要支援、要介護状態になった場合に、可能な限り住み慣れたご自宅で自立した生活を営むことが出来るよう心身の機能訓練や生活習慣の自立支援を行い、社会的孤立の解消や心身機能の健康維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。(利用者が主体となるサービスの提供)
3. 地域との結びつきを重視し、町・福祉関係者・利用者及び家族との連携に努めます。また、地域でのコロナ感染状況を確認しながら、安全な外出機会を見つけます。

(2) 基本計画

1. 介護保険事業（介護給付、日常生活支援総合事業）

①生活相談（相談援助等）

利用者の健康状態及び家庭での生活状況等の把握に努め、利用される方やその家族が気軽に相談できる体制作りに努め、信頼される相談業務を行ないます。

②機能訓練（日常動作訓練）

利用者の身体状況に合わせた訓練を基本とし、レクリエーション的メニューを中心にリハビリの充実に努めると共に、楽しく参加できる雰囲気を作り、利用される方の身体機能の低下の予防と自立的意欲を促します。

また、町保健福祉課や包括支援センターと協力し、訪問リハビリによるリハビリテーション専門職からの専門的指導を受け、個別メニューを作成、定期的に評価することで、個別のリハビリの充実を図ります。

2. 生きがい活動支援通所事業（受託事業）

- ①自宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練、趣味活動、食事、入浴等のニーズに応じた生きがい活動を支援します。
- ②介護予防を推進して簡単な筋力トレーニングの指導や、必要に応じて栄養指導等を行い、自立した生活が継続できるよう支援します。
- ③外出支援サービス事業として、利用者の自宅とデイサービスセンター間を

送迎し、定期的な外出機会を作り、デイサービスセンターでの交流を推進します。

3. 介護サービス

①送迎

利用者の自宅からデイサービスセンターまでの交通安全に努め、乗車中、乗降中の安全確保に万全を期します。

②入浴

利用者の身体状況及び希望に沿った入浴方法（一般入浴、座面浴、車椅子浴、個浴等）を考慮するとともに、健康状態に十分留意し、安全且つゆったりした入浴ができるよう努めます。

③食事

利用者の嗜好及び栄養のバランスに配慮した献立づくりに努めます。利用者の状況に応じて、アレルギー対応や食事形態の等の配慮を行う。また、季節毎に四季折々が感じられる食事を提供し、楽しく食事が出来るように努めます。

④健康状態の確認

利用時には、血圧測定、検温、問診を行い、利用者の健康状態を把握し、状況に応じた処置、健康指導を実施すると共に、必要に応じて、病院や家族へ連絡し、適切な対応を行なうなど、利用者の健康管理に努めます。

⑤排泄

利用されている時はもちろん、自宅での状況把握にも努め、必要時には適切な方法の助言、オムツやパット等の用品に関する相談に応じ、快適な生活を送ることが出来るよう支援します。

⑥口腔ケア

昼食前の口腔体操や、昼食後の歯磨きが習慣化されていない方へ、食後のお茶を提供することで、口腔機能の維持向上や誤嚥性肺炎の予防の一助となるように努めます。要望に応じて、歯磨きの方法や用具の相談に対応し、口腔内の清潔を保てる支援を行います。実践を通して、口腔内の健康が保てる支援を行います。

⑦自立支援

利用時に介助が必要な状況においては、出来る限り自分で行っていただけるように環境や用具を創意工夫するなどし、必要最低限の介助を心掛け、自尊心への配慮と残存機能の維持、向上に努めます。

(3) 今年度の重点課題

1. 個別プログラムの充実（生きがいアクティビティ）

全体で行うレクリエーションやリハビリ体操と並行して個別または少

人数で行う様々な活動（趣味活動・身体の機能回復メニュー・脳トレ活動など）を充実させ、利用される方々が有意義な時間を過ごすことが出来るよう個々人のニーズにあった日課の充実を図ります。

2. 職員の資質の向上

①職員研修の充実

デイサービスセンターの職員としての専門性を高め、より良いサービスが提供でき、利用者及び家族から安心と信頼が得られるよう職員研修を行います。

②認知症ケアの充実

職員個々が認知症についての知識を十分に理解し、個別的なケアを充実させ、認知症の方々に対して介護、接遇の習得に努めます。

③介護接遇マナーの向上

利用される方々の満足度の向上のため、職員が介護接遇にあたる際には言動・行動が利用者に不快感を与えないよう、介護接遇マナーの向上に努めます。

④自立支援ケアの充実

利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう様々なプログラム作りを充実させ、日常生活動作の維持又は向上に努めます。

3. 地域との連携強化

関係機関との情報共有に努めると共に、必要に応じて利用者本人や家族の自宅へ訪問し、介護全般について知識や技法の助言を行います。

4. 地域貢献事業への取り組み

地域に貢献できる活動を模索し、デイサービスセンターでの活動内容を地域に啓蒙するなど、開かれた施設運営に努め、利用者の励みや生きがいとなる活動を積極的に展開します。

5. 相互利用への取り組み

ニセコ町保健福祉係と連携を図り、障害者や高齢者の方々のニーズに対応できる、地域福祉の拠点としてのデイサービスセンターの在り方について検討した上で、実践できるよう努めていきます。

○令和6度 デイサービスセンター年間行事計画

月	行 事 内 容
4月	ドライブ 園芸 料理活動 誕生日会 健康湯
5月	買い物ツアー 園芸 料理活動 誕生日会 健康湯
6月	開設記念週間 園芸 かかし作り 料理活動 誕生日会 健康湯
7月	外出レク 園芸 七夕飾り作り 料理活動 誕生日会 健康湯
8月	お盆週間 園芸 料理活動 誕生日会 健康湯
9月	秋祭り・敬老週間 園芸 料理活動 誕生日会 健康湯
10月	紅葉ドライブ 園芸 文化祭出展作品製作 料理活動 誕生日会 健康湯
11月	秋の運動会 ニセコ町文化祭見学 料理活動 誕生日会 健康湯
12月	クリスマス週間 もちつき 料理活動 誕生日会 健康湯
1月	お正月週間 料理活動 誕生日会 健康湯
2月	節分週間 ニセコ高校卒業生へのコサージュ作り 料理活動 誕 生日会 健康湯
3月	ひな祭り 幼児センター入園お祝いポスター作り 料理活動 誕生日会 健康湯

○令和6年度 内部研修計画

月	研 修 内 容	対象職員
4月	倫理及び法令遵守に関する研修	全職員
5月	記録に関する研修	全職員
6月	介護技術(入浴介助)に関する研修	全職員
7月	プライバシー保護に関する研修	全職員
8月	感染症、食中毒に関する研修	全職員
9月	機能訓練及び生活リハビリに関する研修	全職員
10月	認知症に関する研修	全職員
11月	精神的ケアに関する研修	全職員
12月	身体的拘束排除、不適切ケアに関する研修	全職員
1月	緊急時の対応に関する研修	全職員
2月	非常災害時に関する研修	全職員
3月	事故発生予防、再発防止に関する研修	全職員

※WEB研修 お茶の水ケアサービス学院、老施協主催研修使用

居宅介護支援事業所 事業計画

(1) 基本方針

要介護高齢者になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して生活するため、個々の高齢者の状況やその変化に応じた様々な居宅サービスを継続的に提供されるよう利用者の立場に立って円滑にサービス利用のお手伝いを行い、出来るだけご自宅で自立した生活を実現できるよう支援していきます。

また、ニセコ町地域包括支援センターと協力・連携しながら、介護予防の観点を重視し、要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に発見し対応できるように関係機関との連携を強化していきます。

(2) 基本計画

1. 相談業務

利用者や家族等からの相談に対し、状況や変化に応じて介護・医療・保健サービスの紹介や調整を行い、住み慣れたご自宅で、できる限り安心して快適な生活が維持できるよう支援していきます。

新規の利用者や緊急な対応が必要な利用者に対し、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業所・病院・介護福祉施設との連携で早期に対応が出来るようにします。

2. ケアマネジメント業務

要介護の認定を受けた本人に対し、本人と家族のご要望をお聞きして状態や変化に応じた様々なサービスが利用できるよう、本人・家族のニーズに合わせた提案を行い、自立支援に向けた居宅介護サービス計画を作成いたします。

3. 介護予防ケアマネジメント業務

要支援の認定を受けた本人に対し、本人と家族のご要望をお聞きし、必要な介護予防事業が利用でき、元気に住み慣れた自宅で生活が維持できるよう、自立支援に向けた介護予防プランを作成し、地域包括支援センターや関係機関と協力・連携しながら支援します。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業への協力

ニセコ町地域包括支援センターで進めていく日常生活支援総合事業に協力すると共に、調査訪問時等に制度や事業の周知を図ります。また、口腔ケア・筋力強化・食生活の改善等の助言を行い、介護予防の啓発に努めます。

5. 職員の資質の向上

介護支援専門員として、公正・中立な立場で利用者の様々な問題に対応できるよう、高齢者の自立支援の専門職としての技術や知識の向上に努めます。

- ①認定調査員研修
- ②ケアマネジメントに関わる研修
- ③介護予防ケアマネジメントに関わる研修
- ④認知症に関わる研修

6. 苦情相談窓口業務

利用者や家族からの苦情や意見を真摯に受け止め、福祉サービス全体がより一層向上できるよう関係機関との意見交換や調整を行い、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(3) 年間研修計画

1. 事業所外部研修

月日	研修内容	対象職員
日時未定	主任介護支援専門員フォローアップ研修	本間、田中
	後志広域連合ケアマネジメント研修会	本間、田中
	介護予防マネジメント研修会	本間、田中
	高齢者虐待防止推進研修会（在宅編）	本間、田中

2. 事業所内（WEB）研修

月	研修内容	対象職員
4月	認知症～認知症は病名ではない、ザックリしていて良い（NO. 142）	全職員
5月	非常災害時の対応～備えあれば憂いなしという日本古来からの言葉（NO. 145）	全職員
6月	高齢者虐待～他人は自分の思い通りにはならない（NO. 140）	全職員
7月	感染症の予防～慣れたらお終いという言葉のとおり（NO. 146）	全職員
8月	プライバシー保護～守秘義務と個人情報とは違う（NO. 137）	全職員
9月	ターミナルケアと看取りケア～医療も福祉も大切にしているものは同じ（NO. 148）	全職員

10月	精神的ケア～人は心で動いている (NO. 149)	全職員
11月	介護予防～介護予防はお年寄りたちより私たち (NO. 136)	全職員
12月	接遇～接客かもしれないけど応接の態度が大事 (NO. 143)	全職員
1月	医療の知識～人を助けるためには必要となる (NO. 147)	全職員
2月	緊急時の対応～危機管理をいかに行っていくか (NO. 144)	全職員
3月	倫理と法令遵守～難しい内容は結構大事 (NO. 138)	全職員

3. 他法人と共同で行う事例検討会

月	研修内容	担当事業所
10月	支援困難事例検討会①	居宅介護支援事業所ろっかえん
3月	支援困難事例検討会②	ニセコ福祉会居宅介護支援事業所

ぐる～ぷほ～む きら里 事業計画

(1) 基本方針

1. 私たちは一人一人の尊厳を第一にします

ここでいう「尊厳」とは、その方の思い、気持ち、考え、人として、個としての権利です。

2. 私たちは、利用者と「共生」します

きら里での「共生」とは、職員と利用者は、同じ時間を共有し、共に人生の時間を過ごしています。「共に生きる」「共に支えあう」ことを大切にします。

3. 私たちは、利用者一人ひとりの思いに寄り添い、尊厳を重んじ、その方の人生を支える介護を目指します。

きら里は、利用者が笑顔で安心して穏やかに暮らせる「みんな家」になることを目指します。

(2) きら里のこころえ

1. 言葉遣いは、丁寧に相手を敬う姿勢を大切にします

利用者、家族、職員同士など、どのような関係でも相手を敬い、不快にならない言葉で会話することを大切にします。

2. 会話は、相手の気持ちを聴く姿勢を大切にします

相手の目線に合わせ、相手の目を見て、お話しや訴えを傾聴する姿勢を大切にします。

3. 関わり合いは、共感する姿勢を大切にします

言葉や会話だけでなく、傍に寄り添う、手をさする、同じものを見て感じる、一緒に作業をすることで、共感しあえる関係を大切にします。

4. 個人を尊重する姿勢を大切にします

できること・できる力を大切にし、相手を信じて寄り添うこと、利用者様の思いや気持ちを尊重することを大切にします。

5. 気持ちよい、心地よい空間を大切にします

利用者の生活空間に、職員同士の私語、大声、物音、足音など不必要な音を立てないようにする。落ち着ける環境を作ることを大切にします。

(3) 基本計画

1. 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の高齢者が可能な限り住み慣れた地域の中で「その人らしい」人生が送れるように、24時間・365日、家庭的な環境の中で安心した生活ができるように支援します。
2. 利用者の尊厳を遵守し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び生活リハビリを行う事により、その人の力に合わせた、その人らしい生活を営むことが出来るような場をつくります。
3. 適切な認知症介護を提供することで、認知症になっても心身ともに健やかで心地よい生活が送れるように支援します。
4. 地域住民との交流や連携を図ることで、地域の社会資源の一つとしての役割を持ち、よりよいまちづくりの為の発信基地となります。

(4) 介護計画

1. 本人が自分らしい生活を送るための支援の仕方について、本人、家族と十分な話し合いを持ち、ホームでの生活が本人にとって安心できる生活が営める介護計画を計画作成担当者中心に作成します。
2. 作成されたケアプランのもと、適切な支援を行うことで「その人らしさ」や「質の高い生活」「人間の尊厳」を守ります。そのためにケアスタッフのサービスの質の確保、向上を目指します。
3. 職員が当ホームの理念に向けて専門性を持って働ける組織をつくります。
 - ①グループホームの方針を実際のケアに活かすため全体会議、ユニット会議の充実を図ります。また、法令上定められた研修についてもこの会議運営で行います。
 - ②認知症ケアの専門性やグループホーム運営に必要なより高い専門性

を獲得するために、集合研修や個々の職員に必要とされる研修について計画化し実施します。

③職員間の報告、連絡、相談の連携を図り、確実なサービスが提供できるようにします。

4. 法人内や他の事業所との連携を図り、利用者へのサービスをさらに広げるための協力体制を作ります。

①グループホーム地域運営推進会議は、事業者、家族代表者、地域代表者、地域包括等の方々をメンバーに事業所運営やサービス内容等を報告し、広くご意見をいただく機会です。また地域とともにあるグループホームの様々な活動に参加していただきながら、地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを進めていけるよう協力していきます。積極的に情報の発信を行い地域に信頼される事業所を目指します。

②法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。

5. サービスの提供にあたっては、計画作成担当者がその内容について利用者とその家族に対して説明し同意を得て作成し、当該計画を作成した際には必ず交付します。

6. 利用者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。

7. 利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防を重視します。

8. 福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取組み、サービスの質の向上に努めます。

(5) 今年度の重点課題

1. 認知症の進行による身体機能の低下、重度化への対応

①状況の変化時の速やかなアセスメント

②サービス、ケア内容の検討と調整

③身体機能に応じたケアの組み立て（ハード面を含む）

④主治医、家族との相談援助、連絡調整

⑤認知症の症状に対応する質の高いケアの習得（研修参加を含む）

2. 感染症の早期発見、早期対応、拡散防止、感染対策の見直し

①館内環境の整備（室温・湿度・換気・衛生）

②感染症発症時の早期予防対策

③感染症重度化の防止対策

④感染症拡散の防止対策

（5）年間研修計画

1. 外部研修

月	研修内容	対象職員
未定	認知症基礎研修（eラーニング）	無資格者
	認知症実践者研修	介護職員

1. 内部研修

月	研修内容	対象
5月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する研修	全職員
6月	ハラスメント防止研修	
7月	感染症及び食中毒・予防に関する研修	
8月	事故発生予防・再発防止等安全対策に関する研修	
9月	緊急時対応・非常災害対応に関する研修	
10月	介護職に必要な疫病等に関する研修、救命救急講習	
11月	苦情に関する研修	
12月	救命救急講習	
1月	認知症研修	
その他	感染対策の実技研修	

(6) 年間行事計画

月	行 事 内 容
4月	お誕生日会
5月	こどもの日・母の日・お誕生日会
6月	父の日・お誕生日会
7月	開設記念祝い・花火大会・お誕生日会
8月	七夕納涼祭・お誕生日会
9月	敬老会・収穫祭・お誕生日会
10月	紅葉ドライブ・お誕生日会
11月	お誕生日会
12月	クリスマス会・年越し・お誕生日会
1月	お正月・新年会・お誕生日会
2月	節分・お誕生日会
3月	ひな祭り・お誕生日会

【地域行事への参加】

- ・ニセコ町幼児センターとの交流

【講習会】

地域向け講習会（ニセコ町役場、ニセコ福祉会居宅支援事業所開催）の参加